



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 規則

▽神戸ファッション美術館条例施行規則の一部を改正する規則
 [経済観光局ファッション産業課] 2589

告 示

▽神戸市財政事情の公表 [行財政局財務課] 2593
 ▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等 [行財政局業務改革課] 2593
 ▽指定管理者の指定（ポートアイランド市民広場） [都市局新都市管理課] 2593
 ▽生活保護法等による指定医療機関の指定 [福祉局保護課] 2594
 ▽生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更 [福祉局保護課] 2594
 ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の休止 [福祉局保護課] 2594
 ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 2595
 ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の指定 [福祉局保護課] 2595
 ▽生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更 [福祉局保護課] 2596
 ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の休止 [福祉局保護課] 2597
 ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 2597
 ▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課] 2598
 ▽神戸市後期高齢者医療保険料の収納事務の委託 [福祉局国保年金医療課] 2599
 ▽国民健康保険料の収納事務の委託 [福祉局国保年金医療課] 2600
 ▽神戸市介護保険料の収納事務の委託 [福祉局介護保険課] 2601
 ▽放置物件の撤去及び保管 [港湾局神戸港管理事務所] 2603
 ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 潤和第11号線）[建設局道路管理課] 2603

公 告

▽特定調達契約に係る公募型プロポーザル方式（技術提案・交渉方式）による契約の締結（東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業一式） [建設局下水道部経営管理課] 2604
 ▽空家等対策の推進に関する特別措置法の略式代執行の実施による特定空家等 [建築住宅局建築指導部安全対策課] 2605
 ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（東クリーンセンター計量等業務）[環境局施設課] 2605
 ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（港島クリーンセンター計量等業務） [環境局施設課] 2610
 ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（西クリーンセンター計量等業務）[環境局施設課] 2614
 ▽都市再開発法による事業の終了の認可（神戸国際港都建設事業北鈴蘭台駅前地区第一種市街地再開発事業）[都市局地域整備推進課] 2619
 ▽都市公園の区域の変更（鈴蘭台北町北公園） [建設局公園部管理課] 2619
 ▽開発行為に関する工事の完了（灘区篠原北町3丁目） [都市局都市計画課] 2620
 ▽特定調達契約に係る随意契約による相手方の決定（「子育て世帯への食を通じたつながり支援」事業に関する食品等調達・納品業務一式） [こども家庭局こども未来課] 2620

水 道 局

▽神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画課] 2622
 ▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定 [水道局配水課] 2625

交 通 局

▽神戸市交通局契約規程の一部を改正する規程 [交通局経営企画課] 2626
 ▽交通局運輸事務職員選考規程の一部を改正する規程 [交通局経営企画課] 2630
 ▽神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する規程 [交通局経営企画課] 2631

規 則

神戸ファッション美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第40号

神戸ファッション美術館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸ファッション美術館条例施行規則（平成9年4月規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（使用料等の後納）</p> <p>第5条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>市長</u>がやむを得ないと認めるとき。</p> <p style="text-align: center;">（使用料等の減免）</p> <p>第6条 条例第12条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料又は</p>	<p style="text-align: center;">（使用料等の後納）</p> <p>第5条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>指定管理者</u>がやむを得ないと認めるとき。</p> <p style="text-align: center;">（使用料等の減免）</p> <p>第6条 条例第12条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料又は</p>

入館料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除する。ただし、条例第10条第2項に規定する特別に展示を行う場合の減額又は免除は、その都度市長が定める。

(1)～(6) [略]

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

使用料等の免除又は使用料等のうち市長がその都度定める額の減額

(使用料等の返還)

第7条 条例第13条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料等の額は、当該各号に定める額とする。

(1)～(5) [略]

(6) 条例第16条第2項の規定による処分により施設等を使用することができなくなったとき。使用料のうち市長がその都度定める額

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めるとき。使用料等のうち市長がその都度定める額

入館料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除する。

(1)～(6) [略]

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

使用料等の免除又は使用料等のうち指定管理者がその都度定める額の減額

(使用料等の返還)

第7条 条例第13条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料等の額は、当該各号に定める額とする。

(1)～(5) [略]

(6) 条例第16条第2項の規定による処分により施設等を使用することができなくなったとき。使用料のうち指定管理者がその都度定める額

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が返還すべき正当な理由があると認めるとき。使用料等のうち指定管理者がその都度定める額

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における美術館の管理に関する業務)

- 2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第4条、第6条第1号、第7条第2号から第5号まで、第8条第6号、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項第3号、第2項及び第3項の規定の適用については、第4条中「条例第22条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第6条第1号中「指定管理者」とあるのは「市」と、第7条第2号から第5号まで、第8条第6号、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項第3号、第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における美術館の管理に関する業務)

- 2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第4条、第5条第3号、第6条第1号及び7号、第7条第2号から第7号まで、第8条第6号、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項第3号、第2項及び第3項の規定の適用については、第4条中「条例第22条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第5条第3号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第1号中「指定管理者」とあるのは「市」と、同条第7号、第7条第2号から第7号まで、第8条第6号、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項第3号、第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

3 [略]

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

告 示

神戸市告示第516号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項及び神戸市「財政事情」の公表に関する条例（昭和39年3月条例第73号）の定めるところにより、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間における財政事情を「財政のあらまし」により公表する。

令和4年12月1日

神戸市長 久元喜造

神戸市告示第517号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
放課後児童支援員認定資格研修修了証	市長の印	2	れい書	方30
放課後児童支援員認定資格研修修了証（携帯用）				

神戸市告示518号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

- 1 公の施設
神戸市中央区港島中町6丁目9番地の2
ポートアイランド市民広場
- 2 指定管理者
神戸市中央区港島中町6丁目10番地の1
株式会社神戸ポートピアホテル

代表取締役 中内 仁

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第519号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
岡田歯科医院	神戸市長田区西尻池町2丁目3番6号	令和4年9月1日
コスモ調剤薬局	神戸市垂水区東舞子町14番7号	令和4年11月1日
セントケア訪問看護ステーション垂水	神戸市垂水区日向2丁目1番1号	令和4年10月1日

神戸市告示第520号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	変更年月日
(新) アイン薬局神戸永手町店 (旧) メディオ薬局永手町店	神戸市灘区永手町3丁目2番17号	令和4年11月1日

神戸市告示第521号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援

に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団島田クリニック	神戸市中央区琴ノ緒町5丁目3番5号	令和4年11月1日

神戸市告示第522号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
ちもり医院	神戸市北区鈴蘭台西町4丁目9番43号	令和4年9月28日
岡田歯科医院	神戸市長田区西尻池町2丁目3番6号	令和4年8月31日
れいわ薬局 本店	神戸市東灘区本山中町3丁目1番4号	令和4年10月17日

神戸市告示第523号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
ヘルパーステーション・すうふう	神戸市中央区日暮通2丁目3番3号	有限会社コンフォート	神戸市中央区日暮通2丁目3番3号	令和4年10月1日	訪問介護 介護予防訪問介護

神戸市告示第524号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新) アイ 薬局神戸永手 町店 (旧) メディ オ薬局永手町 店	神戸市灘区永 手町3丁目2 番17号	株式会社アイ ンファーマシ ーズ	北海道札幌市白 石区東札幌五条 2丁目4番30号	令和4年 11月1日	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導
ろっこう医療 生協・医療福 祉相談室	(新) 神戸市 灘区水道筋6 丁目4番13号 (旧) 神戸市 灘区水道筋6 丁目7番3号	ろっこう医療 生活協同組合	神戸市灘区水道 筋5丁目1番15 号	令和4年 10月1日	居宅介護支援
すずらんヘル パーステーシ ョン	(新) 神戸市 兵庫区下沢通 7丁目2番26 号 (旧) 神戸市 北区鈴蘭台北 町4丁目1番 16号	株式会社ふく ろう	神戸市北区鈴蘭 台北町4丁目1 番16号	令和4年 9月1日	訪問介護 介護予防訪問 介護 介護予防訪問 サービス 生活支援訪問 サービス

神戸市告示第525号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定より、当該指定介護機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

当該休止にかかる介護事業所の名称	当該休止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	休止年月日	サービス種類
医療法人社団 島田クリニック	神戸市中央区 琴ノ緒町5丁目3番5号	医療法人社団 島田クリニック	神戸市中央区琴 ノ緒町5丁目3 番5号	令和4年11 月1日	訪問看護 訪問リハビリ テーション 居宅療養管理 指導 介護予防訪問 看護 介護予防訪問 リハビリテー ション 介護予防居宅 療養管理指導

神戸市告示第526号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
ヘルパーステーション・	神戸市中央区 下山手通3丁	有限会社コン フォート	神戸市中央区北 長狭通2丁目6	令和4年9 月30日	訪問介護 介護予防訪問

すうふう	目15番19号		- 2		介護
まさと家デイサービス	神戸市長田区駒ケ林町6丁目7番6号	合同会社夏風	神戸市長田区駒ケ林町6丁目7番6号	令和4年8月14日	通所介護 介護予防通所介護

神戸市告示第527号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
今津わだち整骨院	阿部 智里	兵庫県西宮市津門呉羽町1番30号	令和4年11月1日
ぴーす整体整骨院	油谷 敬二	神戸市西区井吹台東町1丁目	令和4年7月31日

はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
田村整骨院	田村 実	神戸市中央区熊内橋通6丁目1番8号	令和4年11月1日
ハピネス治療院	山口 政明	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年11月1日
ハピネス治療院	中垣 舞	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年11月1日
ハピネス治療院	中村 明晃	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年11月1日
ハピネス治療院	前田 絹江	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年11月1日
ハピネス治療院	伊井 響	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年11月1日
ハピネス治療院	萬年 美奈子	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年11月1日
ハピネスはりきゅう治療院	武井 歩	神戸市灘区大土平町2丁目2番10号	令和4年11月1日

あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
ハピネス治療院	山口 政明	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年11月1日
ハピネス治療院	中村 明晃	神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号	令和4年11月1日

神戸市告示第528号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定に基づき、神戸市後期高齢者医療保険料の収納事務を下記の私人に委託する。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

収納代行事業者 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

株式会社電算システム

代表取締役副社長執行役員 事業本部長 松浦陽司

2 取扱い可能なコンビニエンスストア

コンビニエンスストア名	本部名	本部所在地
セブン-イレブン	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
ローソン ローソンストア100 ナチュラルローソン ローソン・スリーエフ ローソン・ポプラ	株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号
ファミリーマート	株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
デイリーヤマザキ ヤマザキデイリーストア ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキスペシャルパートナーショップ	山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
ミニストップ	ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
ポプラ 生活彩家 くらしハウス スリーエイト	株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
セイコーマート ハマナスクラブ ハセガワストア タイエー	株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
MMK設置店	株式会社しんきん情報	東京都港区港南1丁目8番27号

	サービス	
--	------	--

3 取扱い可能なスマホアプリ事業者

スマホアプリ名	本部名	本部所在地
P a y B	ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
a u P A Y	K D D I 株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号
d 払い請求書払い	株式会社 N T T ドコモ	東京都千代田永田町2丁目11番1号
L I N E P a y	L I N E P a y 株式会社	東京都品川区西品川1丁目1番1号
P a y P a y	P a y P a y 株式会社	東京都港区海岸1丁目7番1号
楽天銀行	楽天銀行株式会社	東京都港区港南2丁目16番5号

4 委託開始日

令和4年11月1日

神戸市告示第529号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2規定に基づき、国民健康保険料の収納事務を下記の私人に委託する。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

収納代行事業者 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

株式会社電算システム

代表取締役副社長執行役員 事業本部長 松浦陽司

2 取扱い可能なコンビニエンスストア

コンビニエンスストア名	本部名	本部所在地
セブン-イレブン	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
ローソン ローソンストア100 ナチュラルローソン ローソン・スリーエフ ローソン・ポプラ	株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号
ファミリーマート	株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
デイリーヤマザキ ヤマザキデイリーストア	山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキスペシャルパートナーショップ		
ミニストップ	ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
ポプラ 生活彩家 くらしハウス スリーエイト	株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
セイコーマート ハマナスクラブ ハセガワストア タイエー	株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
MMK設置店	株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号

3 取扱い可能なスマホアプリ事業者

スマホアプリ名	本部名	本部所在地
P a y B	ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
a u P A Y	K D D I 株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号
d払い請求書払い	株式会社NTTドコモ	東京都千代田永田町2丁目11番1号
L I N E P a y	L I N E P a y 株式会社	東京都品川区西品川1丁目1番1号
P a y P a y	P a y P a y 株式会社	東京都港区海岸1丁目7番1号
楽天銀行	楽天銀行株式会社	東京都港区港南2丁目16番5号

4 委託開始日

令和4年11月1日

神戸市告示第530号

介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定に基づき、神戸市介護保険料の収納の事務を次のとおり委託したので告示する。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

収納代行事業者 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地
株式会社電算システム

代表取締役副社長執行役員 事業本部長 松浦陽司

2 取扱い可能なコンビニエンスストア

コンビニエンスストア名	本部名	本部所在地
セブン-イレブン	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
ローソン ローソンストア100 ナチュラルローソン ローソン・スリーエフ ローソン・ポプラ	株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号
ファミリーマート	株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
デイリーヤマザキ ヤマザキデイリーストア ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキスペシャルパートナーショップ	山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
ミニストップ	ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
ポプラ 生活彩家 くらしハウス スリーエイト	株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
セイコーマート ハマナスクラブ ハセガワストア タイエー	株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
MMK設置店	株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号

3 取扱い可能なスマホアプリ事業者

スマホアプリ名	本部名	本部所在地
Pay B	ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号
auPAY	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号
d払い請求書払い	株式会社NTTドコモ	東京都千代田永田町2丁目11番1号
LINE Pay	LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川1丁目1番1号
Pay Pay	Pay Pay株式会社	東京都港区海岸1丁目7番1号

楽天銀行

楽天銀行株式会社

東京都港区港南2丁目16番5号

4 委託開始日

令和4年11月1日

神戸市告示第531号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第12条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等が置かれ、又は放置されていた場所

六甲ライナー「南魚崎」駅駐輪場

2 保管した年月日ならびに、撤去及び保管した自転車等の台数

令和4年8月3日

自転車 70台、自動二輪車 1台

3 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

4 自転車等の保管及び返還の場所

ポートアイランド・旧ヘリポート西保留地

5 返還事務を行う場所及び時間、問い合わせ先

港湾局神戸港管理事務所

月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後5時まで

（但し、祝日および12月29日から翌年の1月3日までは除く）

6 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名ならびに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

7 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

神戸市告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、

同条第2項の規定により、令和4年12月14日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年12月27日まで一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	潤和第11号線	神戸市西区伊川谷町潤和字上 古川1150番2地先から	新	67.70	最大 2.90 最小 2.90
		神戸市西区伊川谷町潤和字上 古川1150番1地先まで	旧	67.70	最大 1.80 最小 1.80

公 告

神戸市公告第274号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る公募型プロポーザル方式（技術提案・交渉方式）により随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年11月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 特定役務の名称及び数量
東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市建設局下水道部経営管理課
神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年11月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
神鋼環境ソリューション・神鋼環境メンテナンス・アイテック・大栄環境グループ
代表者 株式会社 神鋼環境ソリューション
取締役社長 佐藤 幹雄
神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号
- 5 契約金額
工事 4,576,000,000円（税込み）
維持管理 6,261,995,300円（税込み）

6 随意契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により決定した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約の相手方としました。

7 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年9月29日

神戸市公告第275号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる下記建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が確知できないため、同法第14条第10項後段の規定により、次のとおり公告します。

令和4年11月28日

神戸市長 久元喜造

1 対象となる特定空家等の所在地

住居表示 神戸市垂水区王居殿3丁目19番17号

地番 神戸市垂水区王居殿3丁目1131番

2 所有者等が行うべき措置の内容

当該特定空家等の解体除却等を行うこと。

また、対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を搬出し、適切に処理すること。

3 措置の期限

令和5年1月6日

期限までに措置が履行されない場合、神戸市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行います。

4 動産等の取扱い

市長等が当該特定空家等の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地内に残置されている動産等を撤去・処分等適切に処理を行います。

動産等について権利を主張しようとする者は、3の措置の期限までに下記の問い合わせ先に通知してください。

問い合わせ先

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課

住所 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階

電話 078-595-6573

FAX 078-595-6664

神戸市公告第276号

東クリーンセンター計量等業務に関して、一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は

特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年11月29日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

東クリーンセンター計量等業務

(2) 履行場所

神戸市東灘区魚崎浜町1番7号

神戸市環境局東クリーンセンター内 指定場所

(3) 履行期間

自：令和5年4月1日

至：令和6年3月31日

2 入札方式

紙による入札とします。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 令和4・5年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(3) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(5) その他不正な行為がないこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市環境局施設課（電話番号078-595-6162）

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階（郵便番号651-0086）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和4年12月14日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市のWebページ（<https://www.city.kobe.lg.jp/a30783/kurashi/recycle/gomi/shiset-su/facility/gomishorishisetsu/higashikoubo.html>）からダウンロードしてください。

- (3) 交付方法（神戸市のWebページを閲覧することができない者への交付）
神戸市のWebページを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和4年12月14日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市環境局施設課（電話番号078-595-6162）

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST 2階（郵便番号651-0086）

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格審査の申請書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

公告の日から令和4年12月14日（水）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所

神戸市環境局施設課（電話番号078-595-6162）

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST 2階（郵便番号651-0086）

8 入札書の提出期間、提出場所等

(1) 提出期間

令和5年1月23日（月）午前9時から午前10時まで

(2) 提出場所

神戸市環境局

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST地下1階（郵便番号651-0086）

(3) 提出書類

① 入札書

② 入札額内訳明細書

(4) 提出方法

持参すること。

(5) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和5年1月23日（月）午前10時15分

(2) 場所

神戸市環境局

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST地下1階（郵便番号651-0086）

(3) 入札書の提出者は開札に立ち会ってください。場合により、再入札を行うことがあります。

10 入札保証金

神戸市契約規則第7条第2項の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 開札を欠席したとき。
- (2) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (3) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (4) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (5) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (8) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (9) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (12) この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
 - ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
 - (14) その他不正な行為があった場合。

12 落札者の決定の方法

- (1) 落札者の決定は、委託料の予定価格（消費税抜き）以下で、最低価格の入札書（消費税抜き）を提出した者を落札者とします。
- (2) 最低価格の入札書を提出した者が2者以上あった場合は、くじにより落札予定者を決定します。
- (3) 開札の結果、すべてが予定価格を超える入札書であるなどのため、落札者がいないときは、直ちに出席している入札書の提出者に再入札をしていただくことがあります。
- (4) 再入札をするに当たって、1回目の入札での最低価格の入札金額のみを発表します。このため、再入札書の金額は、この発表を聞いた上で当該金額未満の金額を記入してください。
- (5) 再入札となった場合、入札に参加する者に必要な資格の審査の申請に届け出た使用印鑑（1回目の入札に使用した印鑑）が必要となりますが、持参できないときは、委任状を提出することで、代理人の印を使用して入札を行うことができます。
- (6) 再入札により落札者が決定しない場合には、入札を打ち切ります。この場合、交渉して落札者とすることがあります。
- (7) 落札者の提出した入札書が無効である場合は、2番札（予定価格内に限る。）の者を落札者とします。

なお、2番札の者の入札書が無効である場合は、順次繰り上げて（予定価格内に限る。）決定します。

- (8) 入札結果は、すべての入札書について、提出者名、入札金額を本市ホームページ等で公表します。

なお、審査において必要がある場合、入札書の提出者に対してヒアリングをすることがあります。

13 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

- (1) 第3項(2)に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、行財政局契約監理課にて、第3項(2)に掲げる入札参加資格の審査を受けることができます。

ただし、令和4年12月14日（水）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

- (2) 第3項(2)に掲げる入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）無料で交付します。

16 その他

- (1) この契約は総価契約とします。
- (2) 本計量等業務委託に係る令和5年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この入札に基づく契約は締結しないことがあります。
- (3) この契約は「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日

市長決定)」に規定する委託契約等に該当することから、契約者が暴力団関係事業者と判明した場合は、契約後も同要綱に基づいて除外措置を取るとともに、事業者名を公表する場合があります。

17 Summary

- (1) Contract Contents: Operation of Vehicle Scale Terminals for the Kobe City Higashi Clean Center (Location: 1-7 Uozakihama-cho, Higashinada-ku, Kobe, Japan)
- (2) Deadline for submitting application form and other required documents by those intending to make bids: 5:00 P.M. December 14, 2022
- (3) Deadline for submitting bids: 10:00 A.M. January 23, 2023
- (4) Applicants can obtain bid application forms at the Facilities Administration Division, Environment Bureau, Kobe City Government,
Sannomiya Plaza East 2F, 7-1-5 Isogami-dori, Chuo-ku, Kobe, Japan 651-0086.
TEL 078-595-6162

神戸市公告第277号

港島クリーンセンター計量等業務に関して、一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年11月29日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
港島クリーンセンター計量等業務
- (2) 履行場所
神戸市中央区港島9丁目12番1号
神戸市環境局港島クリーンセンター内 指定場所
- (3) 履行期間
自：令和5年4月1日
至：令和6年3月31日

2 入札方式

紙による入札とします。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和4・5年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日まで

の間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(5) その他不正な行為がないこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市環境局施設課（電話番号078-595-6162）

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階（郵便番号651-0086）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和4年12月14日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市のWebページ（<https://www.city.kobe.lg.jp/a30783/kurashi/recycle/gomi/shisetsu/facility/gomishorishisetsu/minatojimakoubo.html>）からダウンロードしてください。

(3) 交付方法（神戸市のWebページを閲覧することができない者への交付）

神戸市のWebページを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和4年12月14日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市環境局施設課（電話番号078-595-6162）

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST 2階（郵便番号651-0086）

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格審査の申請書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

公告の日から令和4年12月14日（水）まで（本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所

神戸市環境局施設課（電話番号078-595-6162）

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST 2階（郵便番号651-0086）

8 入札書の提出期間、提出場所等

(1) 提出期間

令和5年1月23日（月）午前9時から午前10時まで

(2) 提出場所
神戸市環境局
神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST地下1階（郵便番号651-0086）

(3) 提出書類

- ① 入札書
- ② 入札額内訳明細書

(4) 提出方法

持参すること。

(5) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和5年1月23日（月）午前10時15分

(2) 場所

神戸市環境局

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST地下1階（郵便番号651-0086）

(3) 入札書の提出者は開札に立ち会ってください。場合により、再入札を行うことがあります。

10 入札保証金

神戸市契約規則第7条第2項の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 開札を欠席したとき。
- (2) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (3) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (4) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (5) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (8) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (9) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (12) この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第

2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等との関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合

(13) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(14) その他不正な行為があった場合。

12 落札者の決定の方法

- (1) 落札者の決定は、委託料の予定価格（消費税抜き）以下で、最低価格の入札書（消費税抜き）を提出した者を落札者とします。
- (2) 最低価格の入札書を提出した者が2者以上あった場合は、くじにより落札予定者を決定します。
- (3) 開札の結果、すべてが予定価格を超える入札書であるなどのため、落札者がいないときは、直ちに出席している入札書の提出者に再入札をしていただくことがあります。
- (4) 再入札をするに当たって、1回目の入札での最低価格の入札金額のみを発表します。このため、再入札書の金額は、この発表を聞いた上で当該金額未満の金額を記入してください。
- (5) 再入札となった場合、入札に参加する者に必要な資格の審査の申請に届け出た使用印鑑（1回目の入札に使用した印鑑）が必要となりますが、持参できないときは、委任状を提出することで、代理人の印を使用して入札を行うことができます。
- (6) 再入札により落札者が決定しない場合には、入札を打ち切ります。この場合、交渉して落札者とすることがあります。
- (7) 落札者の提出した入札書が無効である場合は、2番札（予定価格内に限る。）の者を落札者とします。

なお、2番札の者の入札書が無効である場合は、順次繰り上げて（予定価格内に限る。）決定します。

- (8) 入札結果は、すべての入札書について、提出者名、入札金額を本市ホームページ等で公表します。

なお、審査において必要がある場合、入札書の提出者に対してヒアリングをすることが

あります。

13 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

(1) 第3項(2)に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、行財政局契約監理課にて、第3項(2)に掲げる入札参加資格の審査を受けることができます。

ただし、令和4年12月14日(水)の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

(2) 第3項(2)に掲げる入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)無料で交付します。

16 その他

(1) この契約は総価契約とします。

(2) 本計量等業務委託に係る令和5年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この入札に基づく契約は締結しないことがあります。

(3) この契約は「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)」に規定する委託契約等に該当することから、契約者が暴力団関係事業者と判明した場合は、契約後も同要綱に基づいて除外措置を取るとともに、事業者名を公表する場合があります。

17 Summary

(1) Contract Contents: Operation of Vehicle Scale Terminals for the Kobe City Minatojima Clean Center (Location: 9-12-1 Minatojima, Chuo-ku, Kobe, Japan)

(2) Deadline for submitting application form and other required documents by those intending to make bids: 5:00 P.M. December 14, 2022

(3) Deadline for submitting bids: 10:00 A.M. January 23, 2023

(4) Applicants can obtain bid application forms at the Facilities Administration Division, Environment Bureau, Kobe City Government,

Sannomiya Plaza East 2F, 7-1-5 Isogami-dori, Chuo-ku, Kobe, Japan 651-0086.

TEL 078-595-6162

神戸市公告第278号

西クリーンセンター計量等業務に関して、一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定する特定調達契約(以下「特定調達契約」という。)を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公

告します。

令和4年11月29日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

西クリーンセンター計量等業務

(2) 履行場所

神戸市西区伊川谷町井吹字三番鬮74番1号

神戸市環境局西クリーンセンター内 指定場所

(3) 履行期間

自：令和5年4月1日

至：令和6年3月31日

2 入札方式

紙による入札とします。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 令和4・5年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(3) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(5) その他不正な行為がないこと。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市環境局施設課（電話番号078-595-6162）

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階（郵便番号651-0086）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和4年12月14日（水）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市のWebページ（<https://www.city.kobe.lg.jp/a30783/kurashi/recycle/gomi/shiset-su/facility/gomishorishisetsu/nishikoubo.html>）からダウンロードしてください。

(3) 交付方法（神戸市のWebページを閲覧することができない者への交付）

神戸市のWebページを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和4年12月14日（水）まで（神戸市の休日をも定める条例（平成3年3

月条例第28号) 第2条第1項各号に掲げる本市の休日 (以下「本市の休日」という。)を除く。)

午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

神戸市環境局施設課 (電話番号078-595-6162)

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST 2階 (郵便番号651-0086)

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格審査の申請書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

公告の日から令和4年12月14日(水)まで (本市の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所

神戸市環境局施設課 (電話番号078-595-6162)

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST 2階 (郵便番号651-0086)

8 入札書の提出期間、提出場所等

(1) 提出期間

令和5年1月23日(月) 午前9時から午前10時まで

(2) 提出場所

神戸市環境局

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST地下1階 (郵便番号651-0086)

(3) 提出書類

① 入札書

② 入札額内訳明細書

(4) 提出方法

持参すること。

(5) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和5年1月23日(月) 午前10時15分

(2) 場所

神戸市環境局

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST地下1階 (郵便番号651-0086)

(3) 入札書の提出者は開札に立ち会ってください。場合により、再入札を行うことがあります。

10 入札保証金

神戸市契約規則第7条第2項の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 開札を欠席したとき。

- (2) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (3) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (4) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (5) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (8) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (9) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (12) この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合

- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- (14) その他不正な行為があった場合。

12 落札者の決定の方法

- (1) 落札者の決定は、委託料の予定価格（消費税抜き）以下で、最低価格の入札書（消費税抜き）を提出した者を落札者とします。
- (2) 最低価格の入札書を提出した者が2者以上あった場合は、くじにより落札予定者を決定

します。

- (3) 開札の結果、すべてが予定価格を超える入札書であるなどのため、落札者がいないときは、直ちに出席している入札書の提出者に再入札をしていただくことがあります。
- (4) 再入札をするに当たって、1回目の入札での最低価格の入札金額のみを発表します。このため、再入札書の金額は、この発表を聞いた上で当該金額未満の金額を記入してください。
- (5) 再入札となった場合、入札に参加する者に必要な資格の審査の申請に届け出た使用印鑑（1回目の入札に使用した印鑑）が必要となりますが、持参できないときは、委任状を提出することで、代理人の印を使用して入札を行うことができます。
- (6) 再入札により落札者が決定しない場合には、入札を打ち切ります。この場合、交渉して落札者とすることがあります。
- (7) 落札者の提出した入札書が無効である場合は、2番札（予定価格内に限る。）の者を落札者とします。

なお、2番札の者の入札書が無効である場合は、順次繰り上げて（予定価格内に限る。）決定します。

- (8) 入札結果は、すべての入札書について、提出者名、入札金額を本市ホームページ等で公表します。

なお、審査において必要がある場合、入札書の提出者に対してヒアリングをすることがあります。

13 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

- (1) 第3項(2)に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、行財政局契約監理課にて、第3項(2)に掲げる入札参加資格の審査を受けることができます。

ただし、令和4年12月14日（水）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

- (2) 第3項(2)に掲げる入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）無料で交付します。

16 その他

- (1) この契約は総価契約とします。
- (2) 本計量等業務委託に係る令和5年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この入札に基づく契約は締結しないことがあります。
- (3) この契約は「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）」に規定する委託契約等に該当することから、契約者が暴力団関係事業者と判明した場合は、契約後も同要綱に基づいて除外措置を取るとともに、事業者名を公表する場合があります。

17 Summary

- (1) Contract Contents: Operation of Vehicle Scale Terminals for the Kobe City Nishi Clean Center (Location: 74-1 Azasanbankuji, Ibuki, Ikawadani-cho, Nishi-ku , Kobe, Japan)
- (2) Deadline for submitting application form and other required documents by those intending to make bids: 5:00 P.M. December 14, 2022
- (3) Deadline for submitting bids: 10:00 A.M. January 23, 2023
- (4) Applicants can obtain bid application forms at the Facilities Administration Division, Environment Bureau, Kobe City Government,
Sannomiya Plaza East 2F, 7-1-5 Isogami-dori, Chuo-ku, Kobe, Japan 651-0086.
TEL 078-595-6162

神戸市公告第279号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の15第1項の規定により、神戸国際港都建設事業北鈴蘭台駅前地区第一種市街地再開発事業の終了の認可をしたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の15第2項において準用する同法第50条の8第1項の規定により次のとおり公告します。

令和4年11月29日

神戸市長 久元喜造

- 1 再開発会社の名称
北鈴蘭台駅前再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称
第一種市街地再開発事業
神戸国際港都建設事業北鈴蘭台駅前地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間
施行の認可公告の日から令和5年3月末日まで
- 4 施行地区
神戸市北区甲栄台4丁目の一部
- 5 施行認可の年月日
平成31年1月22日
- 6 市街地再開発事業の終了の認可の年月日
令和4年11月28日

神戸市公告第287号

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

1 区域を変更する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
鈴蘭台北町北公園	北区鈴蘭台北町2丁目	神戸市建設局公園部管理課備付けの図面のとおり	縮 小

(2) 供用開始の年月日

令和5年1月4日から

神戸市公告第288号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市灘区篠原北町3丁目61番1、61番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市東灘区青木5丁目12番34号
株式会社HANA
代表取締役 横田 範弘

- 3 許可番号
令和3年11月29日 第8023号
(変更許可 令和4年1月12日 第2004号)
(変更許可 令和4年6月30日 第2011号)

神戸市公告第289号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年12月13日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
「子育て世帯への食を通じたつながり支援」事業に関する食品等調達・納品業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市こども家庭局こども未来課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年10月6日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社神戸新聞社

代表取締役社長 高梨 柳太郎

神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号

5 随意契約に係る契約金額

79,647,000円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等が続く中、本年10月にはさらに多くの品目で値上げが行われ、生活困窮に陥っている子育て世帯を一刻も早く支援する必要があり、緊急の必要により競争入札に付することができないため。

水 道 局

神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年12月1日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第18号

神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第4章 [略]	第1章～第4章 [略]
<u>第5章 補則（第50条）</u>	
附則	附則
（契約保証金の納付）	（契約保証金の納付）
第20条 [略]	第20条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 管理者は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした物品売却シ	3 管理者は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした物品売却シ

システムを管理する事業者、保証事業会社又は銀行若しくは確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。ただし、前項第2号の規定による場合は、契約の相手方は、当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証事業会社が定め、管理者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

4 [略]

(契約保証金の免除)

第21条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 契約の相手方が、保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。ただし、契約の相手方は、当該証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保険会社が定め、管理者が認めた措

システムを管理する事業者、保証事業会社又は銀行若しくは確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

4 [略]

(契約保証金の免除)

第21条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 契約の相手方が、保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該証書を提出したものとみなす。

(5)、(6) [略]

第5章 補則

(公告の方法)

第50条 地方自治法施行令（第2編第5章第6節の規定に限る。）、特例政令及びこの管理規程の規定による公示又は公告は、インターネットを利用する方法により行うことができる。

2 前項の方法により公示又は公告をしたときは、その公示又は公告を市事務所の掲示場に掲示したものとみなす。

(5)、(6) [略]

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程による改正後の神戸市水道局契約規程第20条第3項及び第21条第4号の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が開始される契約について適用（保証の契約内容を変更しようとする場合は、当初の契約において当該保証を証する書面が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提出されたものに限る。）し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。

神戸市水道告示第29号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年12月13日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42215	株式会社エネルギーステーション	芦屋市打出町3番26-2号	米田 豊一	令和4年11月30日
42216	水道レスキューセンター	大阪府大阪市都島区高倉町1-11-19 樋口ハイツ301	笹木 直樹	令和4年11月30日

交 通 局

神戸市交通局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年11月29日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第12号

神戸市交通局契約規程の一部を改正する規程

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月5日交規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p><u>第6章 補則（第67条）</u></p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 20px;">（入札保証金の納付）</p> <p>第6条 入札に参加しようとする者に納付させる入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上 <u>（予定価格を公表して行う入札にあっては、予定価格又は入札金額の100分の5以上）</u>の額とする。ただし、単価による入札の場合においては、その都度</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 20px;">（入札保証金の納付）</p> <p>第6条 入札に参加しようとする者に納付させる入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、単価による入札の場合においては、その都度管理者が定める額とする。</p>

管理者が定める額とする。

2、3 [略]

(契約保証金の納付)

第23条 [略]

2 [略]

3 管理者は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした物品売却システムを管理する事業者、保証事業会社又は銀行若しくは確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。ただし、前項第2号の規定による場合は、契約の相手方は、当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証事業会社が定め、管理者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

4 [略]

(契約保証金の免除)

第24条 管理者は、次の各号のいずれ

2、3 [略]

(契約保証金の納付)

第23条 [略]

2 [略]

3 管理者は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした物品売却システムを管理する事業者、保証事業会社又は銀行若しくは確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

4 [略]

(契約保証金の免除)

第24条 管理者は、次の各号のいずれ

かに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 契約の相手方が、保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。ただし、契約の相手方は、当該証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保険会社が定め、管理者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該証書を提出したものとみなす。

(5)、(6) [略]

(売却物件の引渡し)

第48条 売却物件は、買受人が代金(契約により充当された契約保証金を含む。次項において同じ。)を納付した後でなければ、これを引き渡してはならない。ただし、物品を売却する場合において、契約で特に定めたときは、この限りでない。

2 [略]

3 契約保証金は、契約により代金に充当されたときを除き、売却物件の引渡し完了後、これを返還するものとする。

4 [略]

かに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 契約の相手方が、保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

(5)、(6) [略]

(売却物件の引渡し)

第48条 売却物件は、買受人が代金を納付した後でなければ、これを引き渡してはならない。ただし、物品を売却する場合において、契約で特に定めたときは、この限りでない。

2 [略]

3 契約保証金は、売却物件の引渡し完了後、これを返還するものとする。

4 [略]

第6章 補則

(公告の方法)

第67条 地方自治法施行令（第2編第5章第6節の規定に限る。）、特例政令及びこの規程の規定による公示又は公告は、インターネットを利用する方法により行うことができる。

2 前項の方法により公示又は公告をしたときは、その公示又は公告を市事務所の掲示場に掲示したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 この規程による改正後の神戸市交通局契約規程第23条第3項及び第24条第4号の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が開始される契約について適用（保証の契約内容を変更しようとする場合は、当初の契約において当該保証を証する書面が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提出されたものに限る。）し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。

交通局運輸事務職員選考規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年11月30日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第13号

交通局運輸事務職員選考規程の一部を改正する規程

(交通局運輸事務職員選考規程の一部改正)

交通局運輸事務職員選考規程(昭和29年11月4日交規程第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分を加える。

改正後	改正前
<p>(選考の方法)</p> <p>第4条 選考は、<u>必要に応じて実施する筆記考査のほか</u>、経歴評定、勤務評定及び面接について行う。</p>	<p>(選考の方法)</p> <p>第4条 選考は、筆記考査、経歴評定、勤務評定及び面接について行う。</p>

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

神戸市交通管理規程第14号

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年12月1日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和28年4月6日交通管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第8条の5第1項第2号の表を次のように改める。

改正後	改正前
(支給額及び支給方法)	(支給額及び支給方法)
第8条の5 [略]	第8条の5 [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) 職員が現に受ける給料の月額がその者の年齢に対応する次の表に掲げる金額に達しないときは、その達しない額に相当する額(その額が17,000円を超えるときは、17,000円)を前号に規定する額に加算して支給することができる。この場合において、現に加算を受ける者が昇給	(2) 職員が現に受ける給料の月額がその者の年齢に対応する次の表に掲げる金額に達しないときは、その達しない額に相当する額(その額が17,000円を超えるときは、17,000円)を前号に規定する額に加算して支給することができる。この場合において、現に加算を受ける者が昇給

し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、採用時及び昇給期の7月1日から行うものとする。切替時にも再決定し、給料月額には、給料の調整額を含むものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15歳以上16歳未満	144,400円	22歳2月以上23歳未満	162,900円	28歳10月以上29歳8月未満	189,300円
16歳以上17歳未満	146,600円	23歳以上23歳10月未満	165,500円	29歳8月以上30歳6月未満	193,100円
17歳以上18歳未満	148,700円	23歳10月以上24歳8月未満	168,700円	30歳6月以上31歳4月未満	197,000円
18歳以上18歳10月未満	150,900円	24歳8月以上25歳6月未満	172,100円	31歳4月以上32歳2月未満	200,900円
18歳10月以上19歳8月未満	153,000円	25歳6月以上26歳4月未満	175,400円	32歳2月以上33歳未満	204,000円
19歳8月以上20歳6月未満	155,200円	26歳4月以上27歳2月未満	179,000円	33歳以上33歳10月未満	206,800円

し、又は年齢が増加して支給額を改定するときは、採用時及び昇給期の7月1日から行うものとする。切替時にも再決定し、給料月額には、給料の調整額を含むものとする。

年齢	金額	年齢	金額	年齢	金額
15歳以上16歳未満	140,400円	22歳2月以上23歳未満	159,100円	28歳10月以上29歳8月未満	186,300円
16歳以上17歳未満	142,600円	23歳以上23歳10月未満	161,900円	29歳8月以上30歳6月未満	190,100円
17歳以上18歳未満	144,700円	23歳10月以上24歳8月未満	165,300円	30歳6月以上31歳4月未満	194,000円
18歳以上18歳10月未満	146,900円	24歳8月以上25歳6月未満	169,000円	31歳4月以上32歳2月未満	197,900円
18歳10月以上19歳8月未満	149,000円	25歳6月以上26歳4月未満	172,400円	32歳2月以上33歳未満	201,000円
19歳8月以上20歳6月未満	151,200円	26歳4月以上27歳2月未満	176,000円	33歳以上33歳10月未満	204,100円

20歳6 月以上	157, 900 円	27歳2 月以上	182, 400 円	33歳10 月以上	209, 200 円
21歳4 月未満		28歳未 満		34歳8 月未満	
21歳4 月以上	160, 500 円	28歳以 上28歳	186, 000 円	34歳8 月以上	211, 800 円
22歳2 月未満		10月未 満			

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

2 [略]

3 [略]

20歳6 月以上	153, 900 円	27歳2 月以上	179, 400 円	33歳10 月以上	206, 800 円
21歳4 月未満		28歳未 満		34歳8 月未満	
21歳4 月以上	156, 600 円	28歳以 上28歳	183, 000 円	34歳8 月以上	209, 400 円
22歳2 月未満		10月未 満			

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

2 [略]

3 [略]

別表第1及び別表第2を次のように改める。

改正前

別表第1 一般職給料表(第5条関係)

Table with columns: 職員の区分, 職務の級号, 1級, 2級, 3級, 4級, 5級, 6級, 7級, 8級. It lists salary amounts in Japanese Yen for various employee categories.

改正後

別表第1 一般職給料表(第5条関係)

Table with columns: 職員の区分, 職務の級号, 1級, 2級, 3級, 4級, 5級, 6級, 7級, 8級. It lists updated salary amounts in Japanese Yen for various employee categories.

52	224,600	267,400	307,600	352,300	367,400
53	225,600	269,500	309,500	353,500	369,000
54	226,500	271,500	311,500	354,700	370,400
55	227,400	273,600	313,400	355,800	371,800
56	228,300	275,500	315,300	356,900	373,200
57	229,200	277,600	317,200	358,000	374,500
58	230,100	279,300	319,100	359,200	375,500
59	231,000	281,000	321,000	360,300	376,500
60	231,900	282,700	322,900	361,400	377,500
61	232,600	284,300	324,800	362,500	378,500
62	233,400	285,900	326,600	363,300	379,400
63	234,200	287,500	328,400	364,100	380,300
64	235,000	289,100	330,100	364,800	381,200
65	235,900	290,700	331,800	365,500	381,900
66	236,700	292,500	332,900	366,100	382,500
67	237,600	294,200	334,000	366,700	383,200
68	238,500	296,000	335,100	367,300	383,900
69	239,200	297,800	336,200	367,900	384,500
70	240,000	299,400	337,100	368,500	385,100
71	240,900	301,000	338,000	369,100	385,800
72	241,600	302,600	338,900	369,600	386,500
73	242,400	303,900	339,700	370,100	387,100
74	243,200	305,300	340,600	370,600	387,700
75	243,800	306,700	341,500	371,100	388,400
76	244,400	308,100	342,300	371,600	389,100
77	244,900	309,500	343,100	372,100	389,700
78	245,600	310,900	343,700	372,600	390,300
79	246,200	312,300	344,300	373,100	391,000
80	246,700	313,600	344,900	373,600	391,600
81	247,200	314,700	345,500	374,100	392,300
82	247,700	315,700	346,000	374,600	393,000
83	248,200	316,700	346,500	375,100	393,500
84	248,700	317,700	347,000	375,500	394,100
85	249,100	318,500	347,500	375,900	394,700
86	249,600	319,200	347,900	376,300	395,300
87	250,100	319,900	348,200	376,700	396,000
88	250,600	320,600	348,500	377,100	396,700
89	251,000	321,300	348,800	377,500	397,400
90	251,500	322,000	349,100	377,900	398,000
91	252,000	322,700	349,400	378,300	398,600
92	252,500	323,300	349,700	378,600	399,100
93	252,900	323,900	350,000	378,900	399,600
94	324,400	350,300	379,300	400,100	400,100
95	324,900	350,600	379,700	400,600	400,600
96	325,400	350,900	380,000	401,100	401,100
97	326,000	351,200	380,300	401,600	401,600
98	326,500	351,500	380,700	402,000	402,000
99	327,000	351,800	381,100	402,400	402,400
100	327,500	352,100	381,400	402,800	402,800
101	328,000	352,300	381,700	403,300	403,300
102	352,600	382,100	403,700	403,700	403,700
103	352,900	382,400	404,100	404,100	404,100
104	353,100	382,700	404,500	404,500	404,500
105	353,300	383,000	404,900	404,900	404,900
106	353,600	383,300	405,300	405,300	405,300
107	353,900	383,600	405,700	405,700	405,700
108	354,100	383,900	406,100	406,100	406,100

109	354,300	384,100	406,400	[略]	[略]	[略]
110	354,600	384,400	406,800	[略]	[略]	[略]
111	354,800	384,700	407,200	[略]	[略]	[略]
112	355,000	384,900	407,600	[略]	[略]	[略]
113	355,200	385,100	407,900	[略]	[略]	[略]
114	355,500	385,300	408,300	[略]	[略]	[略]
115	355,700	385,500	408,700	[略]	[略]	[略]
116	355,900	385,700	409,100	[略]	[略]	[略]
117	356,100	385,900	409,400	[略]	[略]	[略]
118	356,300	386,100	409,800	[略]	[略]	[略]
119	356,500	386,300	410,200	[略]	[略]	[略]
120	356,700	386,500	410,600	[略]	[略]	[略]
121	356,900	386,700	410,900	[略]	[略]	[略]
122	357,100			[略]	[略]	[略]
123	357,300			[略]	[略]	[略]
124	357,500			[略]	[略]	[略]
125	357,700			[略]	[略]	[略]
126	357,900			[略]	[略]	[略]
127	358,100			[略]	[略]	[略]
128	358,200			[略]	[略]	[略]
129	358,300			[略]	[略]	[略]
130	358,500			[略]	[略]	[略]
131	358,700			[略]	[略]	[略]
132	358,800			[略]	[略]	[略]
133	358,900			[略]	[略]	[略]
134	359,100			[略]	[略]	[略]
135	359,300			[略]	[略]	[略]
136	359,400			[略]	[略]	[略]
137	359,500			[略]	[略]	[略]
[略]				[略]	[略]	[略]
備考				[略]	[略]	[略]

109	354,300	384,100	406,400	[略]	[略]	[略]
110	354,600	384,400	406,800	[略]	[略]	[略]
111	354,800	384,700	407,200	[略]	[略]	[略]
112	355,000	384,900	407,600	[略]	[略]	[略]
113	355,200	385,100	407,900	[略]	[略]	[略]
114	355,500	385,300	408,300	[略]	[略]	[略]
115	355,700	385,500	408,700	[略]	[略]	[略]
116	355,900	385,700	409,100	[略]	[略]	[略]
117	356,100	385,900	409,400	[略]	[略]	[略]
118	356,300	386,100	409,800	[略]	[略]	[略]
119	356,500	386,300	410,200	[略]	[略]	[略]
120	356,700	386,500	410,600	[略]	[略]	[略]
121	356,900	386,700	410,900	[略]	[略]	[略]
122	357,100			[略]	[略]	[略]
123	357,300			[略]	[略]	[略]
124	357,500			[略]	[略]	[略]
125	357,700			[略]	[略]	[略]
126	357,900			[略]	[略]	[略]
127	358,100			[略]	[略]	[略]
128	358,200			[略]	[略]	[略]
129	358,300			[略]	[略]	[略]
130	358,500			[略]	[略]	[略]
131	358,700			[略]	[略]	[略]
132	358,800			[略]	[略]	[略]
133	358,900			[略]	[略]	[略]
134	359,100			[略]	[略]	[略]
135	359,300			[略]	[略]	[略]
136	359,400			[略]	[略]	[略]
137	359,500			[略]	[略]	[略]
[略]				[略]	[略]	[略]
備考				[略]	[略]	[略]

改正前

職務の区分	職員の区号	別表第2 現業職給料表(第5条関係)				
		1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
地方公務員 第28条の4第1項 第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員	1	135,000	139,100	202,000	239,700	257,400
	2	136,100	140,200	204,100	241,600	259,200
	3	137,200	141,300	206,200	243,500	261,000
	4	138,300	142,400	208,300	245,300	262,800
	5	139,300	143,400	210,200	247,100	264,700
	6	140,400	144,500	212,000	249,000	266,500
	7	141,500	145,600	213,800	250,800	268,400
	8	142,600	146,700	215,600	252,600	270,300
	9	143,600	147,700	217,400	254,400	272,200
	10	144,700	148,800	219,000	256,200	274,100
	11	145,800	149,900	220,600	258,000	276,000
	12	146,900	151,000	222,200	259,800	277,900
	13	147,900	152,300	223,800	261,700	279,800
	14	149,000	153,500	225,300	263,700	281,600
	15	150,100	154,700	226,800	265,600	283,400
	16	151,200	155,900	228,300	267,500	285,300
	17	152,300	157,000	229,900	269,400	287,200
	18	153,500	158,400	231,500	271,200	289,300
	19	154,700	159,800	233,100	273,100	291,300
	20	155,900	161,200	234,600	275,000	293,300
	21	157,000	162,600	236,100	276,900	295,300
	22	158,400	164,200	237,500	278,900	297,300
	23	159,800	165,900	238,900	280,900	299,300
	24	161,200	167,600	240,300	282,900	301,300
	25	162,600	169,200	241,800	284,800	303,200
	26	164,200	170,900	243,400	286,700	305,200
	27	165,900	172,600	245,000	288,500	307,200
	28	167,600	174,300	246,700	290,300	309,100
	29	169,200	175,900	248,400	292,100	311,000
	30	170,900	177,600	250,100	293,900	312,900
	31	172,600	179,300	251,800	295,600	314,800
	32	174,300	181,000	253,500	297,300	316,700
	33	175,900	182,600	255,200	299,000	318,500
	34	177,600	184,300	257,000	300,700	320,300
	35	179,300	186,000	258,800	302,400	322,100
	36	181,000	187,700	260,600	304,100	323,900
	37	182,600	189,400	262,400	305,900	325,700
	38	184,300	191,100	264,300	307,700	327,500
	39	186,000	192,900	266,100	309,500	329,300
	40	187,700	194,700	267,900	311,200	331,100
	41	189,400	196,500	269,700	312,900	332,900
	42	191,100	198,300	271,500	314,700	334,700
	43	192,900	200,000	273,300	316,400	336,500
	44	194,700	201,800	275,100	318,100	338,300
	45	196,500	203,600	276,900	319,800	340,100
	46	198,300	205,400	278,700	321,400	341,900
	47	199,300	208,900	280,500	323,000	343,700
	48	200,700	210,700	282,200	324,500	345,500
	49	202,100	212,500	283,900	326,000	347,300
	50	203,300	214,300	285,700	327,600	349,100

改正後

職務の区分	職員の区号	別表第2 現業職給料表(第5条関係)				
		1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
地方公務員 第28条の4第1項 第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員	1	139,000	143,100	204,300	241,100	258,200
	2	140,100	144,200	206,400	242,900	260,000
	3	141,200	145,300	208,500	244,700	261,800
	4	142,300	146,400	210,600	246,500	263,600
	5	143,300	147,400	212,500	248,200	265,500
	6	144,400	148,500	214,300	250,000	267,300
	7	145,500	149,600	216,100	251,800	269,200
	8	146,600	150,700	217,900	253,600	271,100
	9	147,600	151,700	219,700	255,300	273,000
	10	148,700	152,800	221,300	257,100	274,900
	11	149,800	153,900	222,900	258,900	276,800
	12	150,900	155,000	224,400	260,700	278,700
	13	151,900	156,300	225,900	262,500	280,500
	14	153,000	157,500	227,400	264,400	282,300
	15	154,100	158,700	228,900	266,300	284,200
	16	155,200	159,800	230,400	268,200	286,100
	17	156,300	160,900	232,000	270,100	288,000
	18	157,500	162,200	233,500	271,800	289,900
	19	158,700	163,500	235,000	273,500	291,800
	20	159,800	164,800	236,500	275,200	293,700
	21	160,900	166,200	237,900	276,900	295,600
	22	162,200	167,700	239,200	278,600	297,500
	23	163,500	169,200	240,500	280,300	299,400
	24	164,800	170,700	241,800	282,000	301,300
	25	166,200	172,200	243,200	283,700	303,200
	26	167,700	173,900	244,700	285,400	305,100
	27	169,200	175,600	246,200	287,100	307,000
	28	170,700	177,300	247,800	288,800	308,900
	29	172,200	179,000	249,400	290,500	310,800
	30	173,900	180,600	251,000	292,200	312,700
	31	175,600	182,300	252,700	293,900	314,600
	32	177,300	184,000	254,400	295,600	316,500
	33	178,900	185,600	256,000	297,300	318,400
	34	180,600	187,300	257,800	299,000	320,300
	35	182,300	189,000	259,600	300,700	322,100
	36	184,000	190,700	261,400	302,400	323,900
	37	185,600	192,400	263,000	304,100	325,700
	38	187,300	194,100	264,800	305,900	327,500
	39	189,000	195,900	266,500	307,700	329,300
	40	190,700	197,700	268,200	309,500	331,100
	41	192,400	199,400	270,000	311,200	332,900
	42	194,100	201,200	271,700	312,900	334,700
	43	195,900	203,000	273,500	314,700	336,500
	44	197,700	205,000	275,100	316,400	338,300
	45	199,400	208,000	276,900	318,100	340,100
	46	200,800	209,700	278,700	319,800	341,900
	47	202,100	211,400	280,500	321,400	343,700
	48	203,400	213,100	282,200	323,000	345,500
	49	204,700	214,900	283,900	324,500	347,300
	50	205,700	216,600	285,700	326,000	349,100

51	206,900	218,300	287,400	329,100	346,300
52	208,100	220,000	289,100	330,600	347,700
53	209,300	221,700	290,800	332,100	349,000
54	210,300	223,400	292,500	333,400	350,200
55	211,400	225,000	294,200	334,700	351,400
56	212,400	226,600	295,900	335,900	352,600
57	213,400	228,300	297,500	337,100	353,700
58	214,200	229,900	299,200	338,300	354,500
59	215,100	231,500	300,900	339,400	355,300
60	215,900	233,100	302,500	340,500	356,100
61	216,700	234,500	304,100	341,600	356,900
62	217,500	236,000	305,800	342,400	357,600
63	218,300	237,400	307,500	343,200	358,300
64	218,900	238,800	309,100	343,900	359,000
65	219,600	240,200	310,700	344,600	359,600
66	220,300	241,600	312,200	345,100	360,100
67	221,000	243,000	313,700	345,600	360,600
68	221,800	244,400	315,200	346,100	361,100
69	222,500	245,900	316,700	346,600	361,600
70	223,100	247,500	318,200	347,000	362,100
71	223,700	249,200	319,700	347,400	362,600
72	224,300	250,900	321,200	347,800	363,100
73	224,900	252,500	322,600	348,200	363,600
74	225,400	254,200	324,000	348,600	364,100
75	226,000	255,900	325,400	349,000	364,600
76	226,600	257,600	326,800	349,400	365,100
77	227,200	259,300	328,200	349,700	365,600
78	227,900	261,000	328,800	350,100	366,000
79	228,600	262,700	329,400	350,500	366,500
80	229,300	264,400	330,000	350,800	366,900
81	229,800	266,000	330,500	351,100	367,300
82	230,500	267,500	331,000	351,400	367,800
83	231,200	269,000	331,500	351,700	368,200
84	231,800	270,500	331,900	352,000	368,600
85	232,400	272,100	332,300	352,300	369,000
86	232,900	273,600	332,700	352,600	369,300
87	233,400	275,100	333,100	352,900	369,600
88	233,900	276,400	333,500	353,100	369,900
89	234,300	277,900	333,800	353,300	370,200
90	234,800	279,400	334,100	353,600	370,500
91	235,300	280,900	334,400	353,800	370,800
92	235,600	282,300	334,700	354,000	371,000
93	236,100	283,700	334,900	354,200	371,200
94	236,500	285,100	335,100	354,400	371,500
95	236,800	286,300	335,300	354,600	371,700
96	237,100	287,500	335,500	354,800	371,900
97	237,400	288,700	335,700	355,000	372,100
98	237,800	290,000	335,900	355,200	372,400
99	238,100	291,200	336,100	355,400	372,600
100	238,400	292,400	336,300	355,600	372,800
101	238,700	293,600	336,500	355,700	373,000
102	239,000	294,800	336,700	355,900	373,200
103	239,300	295,900	336,900	356,100	373,400
104	239,600	297,000	337,100	356,300	373,600
105	239,900	298,100	337,300	356,400	373,800
106	240,200	299,200	337,500	356,600	374,000
107	240,500	299,700	337,700	356,800	374,200

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規定による改正後の神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

3 神戸市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程第3条第1項で適用する改正後の給与規程にかかわらず、令和4年11月30日までの間は、なお従前の例による。

(給与の内払)

4 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この規定による改正前の神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

第2条 前条に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

